

令和3年度 事後評価対象事業一覧表

審議資料 3

A:事業効果は十分に発現されており、現時点では、特段の改善措置の必要はない。こうしたことから、事後評価を再度行う必要はないものと考えられる。  
 B:改善措置、今後の事後評価等の必要あり(具体的内容は「対応方針(案)を判断した理由」欄に記載) また、同種の事業の「計画調査の在り方や事業評価手法の見直しの必要性」がある場合も同欄に記載)

① 10億円以上  
 ② 再評価実施案件

番号	事業主体	補助・ 県単別	事業名	事業場所	事業の内容	B/C	事業化 年度	事業完了 年度	事業年数 (年)	全体 事業費 (億円)	の 事後 由 評価	事業の目的	対応方針 (案)	対応方針(案)を判断した理由
河川分野														
6	神奈川県	補助 県単	二級河川 境川(下流) 河川改修事業	横浜市泉区下 飯田町地先他	遊水地整備 河道整備 L=5.55km	11.7	H2	H28	27	405	①②	河川改修を推進し、治水安全度の向上を図る。	A	本事業は、境川の境川遊水地から上高倉堰までの延長5.55km区間において、時間雨量50mmの降雨に対応した遊水地や護岸整備などを実施したもので、事業完了後は過去に浸水があった降雨と同程度の降雨時にも浸水被害は発生していない。このため、計画規模以下の降雨に対して河川の氾濫を防止する事業効果の発現が期待されることから、現時点では事後評価を再度行う必要はないものと考えられる。 なお、計画規模を超える降雨に対しては、減災対策として、県が洪水浸水想定区域を公表し、流域市が住民の円滑な避難のためのハザードマップを作成し、住民への周知に取り組んでいる。
急傾斜地分野														
7	神奈川県	補助 県単	稲村ガ崎3丁目地区 急傾斜地崩壊対策事業	鎌倉市稲村ヶ 崎三丁目地内	法枠工 L=272m	6.6	H21	H28	8	3.9	②	急傾斜地崩防止施設を整備することにより、土砂災害を未然に防止し県民の生命を保全する。	A	本事業では、急傾斜地崩壊防止施設である法枠工の工事完了後、がけ崩れや土砂流出は見られないことから、施設効果が十分に発揮されており、住民の生命を保護するという事業の目的を達成しているため、現時点では、特段の改善措置の必要性は認められず、事後評価を再度行う必要性はないものと考えられる。しかしながら、本事業の効果や経年的な変化の状況は、今後実施する類似事業の参考事例となることから、現地確認を継続的に実施し、情報収集を行う。
8	神奈川県	補助	岸地区 急傾斜地崩壊対策事業	足柄上郡 山北町岸地内	法枠工、ロックボルト工 L=73m	3.6	H22	H28	7	1.2	②	急傾斜地崩防止施設を整備することにより、土砂災害を未然に防止し県民の生命を保全する。	A	本事業では、急傾斜地崩壊防止施設である法枠工の工事完了後、がけ崩れや土砂流出は見られないことから、施設効果が十分に発揮されており、住民の生命を保護するという事業の目的を達成しているため、現時点では、特段の改善措置の必要性は認められず、事後評価を再度行う必要性はないものと考えられる。しかしながら、本事業の効果や経年的な変化の状況は、今後実施する類似事業の参考事例となることから、現地確認を継続的に実施し、情報収集を行う。
港湾分野														
9	神奈川県	補助 県単	真鶴港 港湾改修事業	足柄下郡 真鶴町真鶴地 先	沖防波堤整備 L=150m	1.04	H18	H28	11	102.46	①②	・港内静穏度の向上を図り、港の安全・効率的な利用を促進する。 ・高波・高潮・津波の低減により防災機能の強化を図る。	A	本事業の実施により、港内の静穏度が向上し、港の安全・効率的な利用の促進や、大規模災害の緊急物資受け入れ港としての機能強化が図られたと考えられる。あわせて荒天時における係留船舶の他港への避難が軽減されると同時に、他港からの漁船の避難機能が発現されるなど、事業効果は十分に発現しており、現時点では特段の改善措置の必要はないことから、事後評価を再度行う必要はないと考えられる。 しかしながら、今後も利用状況や海域環境の変化などについてモニタリングを継続することで、安全で快適な港づくりを推進する必要がある。
公園分野														
10	神奈川県	補助 県単	山北つぶらの公園 都市公園整備事業	足柄上郡 山北町川西～ 都夫良野地内	公園整備 A=17.9ha	7.6	H14	H28	15	33	①②	レクリエーション需要の増大に対応するための広域的なレクリエーション活動の拠点として、雄大な眺望や豊かな自然、歴史文化等の地域資源を活用し、防災機能や誰もが楽しめるユニバーサルデザインにも配慮した公園を整備することを目的とする。	A	本事業は、既存の地形や自然を生かしながら山北町に存在する歴史の繋がり、地域固有の資源を活用し、県と町で連携して事業を進めた結果、歴史や自然を体験できる公園として広く利用されるようになったため、事業効果は十分に発現しており、現段階では特段の改善措置の必要はないことから、事後評価を再度行う必要はないと考えられる。 しかしながら、事業効果や利用状況の変化について、モニタリングを継続することで利用者のサービスの向上につなげていく。